キズキアイとっとり県民運動バッジ交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、性別によるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた「キズキアイとっとり県民運動」（以下「県民運動」という。）の認知度の向上及び、県民運動の機運の醸成を図るため、鳥取県が団体及び個人に交付するキズキアイとっとり県民運動バッジ（以下「キズキアイバッジ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）キズキアイとっとり県民運動

誰もが働きやすく暮らしやすい社会の実現を目指し、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等の解消に取り組む運動をいう。

（２）キズキアイとっとり県民運動バッジ

県民運動を象徴するバッジであって、別記に定める形状のものをいう。

（３）キズキアイとっとり県民運動賛同団体及びキズキアイとっとりアクションプラン団体

キズキアイとっとり県民共同宣言等に係る団体登録要綱に基づき登録された団体等をいう。

（団体への交付）

第３条　県は、キズキアイとっとり県民運動賛同団体又はキズキアイとっとりアクションプラン団体に対し、当該団体の構成員への配布、当該団体が主催する研修等の参加者への配布、その他県民運動の普及及び啓発に活用するため、キズキアイバッジを交付することができる。

（個人への交付）

第４条　県は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、キズキアイバッジを交付することができる。

（１）県民運動課が指定するアンコンシャス・バイアスに関する研修等の受講者

（２）県民運動課が主催する出前講座等の参加者

（３）その他県民運動課長が適当と認める者

（交付の制限）

第５条　県民運動課長は、キズキアイバッジの交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、キズキアイバッジを交付しないことができる。

（１）営利活動、政治活動、宗教活動その他県民運動の趣旨に反する目的で使用するおそれがある場合

（２）転売その他営利を目的として取得し、又は大量に取得しようとする場合

（３）その他キズキアイバッジの適正な交付又は県民運動の推進に支障があると認められる場合

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、キズキアイバッジの交付に関し必要な事項は、県民運動課長が別に定める。

附　則

この要領は、令和８年１１月２４日から施行し、令和８年５月１４日から適用する。

別記

1　規格等　22mm×22mm 程度、厚み 1mm 程度
2　素材：銅合金（真鍮）、金メッキ
3　金具：バタフライクラッチ／安全ピン
4　図柄

